

## 第1回世田谷区児童福祉審議会 本委員会議事録

### 日 時

令和3年6月30日(金) 18:30~

### 場 所

世田谷区役所第2庁舎4階 区議会大会議室

### 出席委員

松原委員長、鶴養副委員長、明石委員、天野委員、池田委員、石渡委員、川松委員、木田委員、小枝委員、小橋委員、小林委員、齋藤委員、田中委員、丹羽委員、林委員、松田委員、宮崎委員、吉田委員

### 欠席委員

中板委員

### 事務局

柳澤子ども・若者部長、和田保育部長、山本子ども育成推進課長、木田児童相談支援課長、大澤保育課長、土橋児童相談所長、河島児童相談所副所長

### 資 料

- 資料1 臨時の部会(フォスタリング業務委託のあり方検討部会)の設置について
- 資料2 - 令和2年度における各部会の開催状況について(里親部会)
- 資料2 - 令和2年度における各部会の開催状況について(措置部会)
- 資料2 - 令和2年度における各部会の開催状況について(児童虐待死亡事例等検証部会)
- 資料2 - 令和2年度における各部会の開催状況について(保育部会)
- 資料3 令和2年度児童相談所の運営状況について
- 資料4 児童相談所開設に伴う子どもの権利擁護に関する取組みの実施状況について

## 議事

山本課長

それでは、お待たせいたしました。定刻になりましたので、令和3年度第1回世田谷区児童福祉審議会本委員会を開催いたします。

本日はお忙しい中、また、夜間開催の会議に御出席いただきましてありがとうございます。

議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます子ども育成推進課長の山本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策としてマスクの着用と消毒に御協力いただきましてありがとうございます。また、会議中はマイク使用時の消毒に御協力をどうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、昨年4月に児童福祉審議会が発足して以来、初めての対面となる会場での会議になりますので、ここで委員の皆様を御紹介させていただきます。

今回はZ o o mも併用しておりますので、御協力いただくようお願いいたします。Z o o mで御参加いただく田中委員ですが、御発言の際には、何か合図を送っていただければと思います。

また、会場参加の委員の方におかれましては、スクリーンがこちらにございますので、確認いただければと思います。

[ 委員・行政側職員を名簿順に紹介 ]

山本課長

ここで会議の開催に当たって、子ども・若者部長の柳澤より一言御挨拶申し上げます。

柳澤部長

本日はお忙しい中、また夜間にお時間をつくっていただきましてのご出席ありがとうございます。

昨年4月、東京23区で初めての児童相談所設置都市ということになりまして、世田谷区児童福祉審議会を設置し、皆様方には委員をお引き受けいただきまして、本当にどうもありがとうございます。

まだコロナ禍が続いているという中で、昨年度の審議会は、書面開催で2回行わせていただきましたが、今回は皆様にお集まりいただきまして、またZ o o mも併用した形で対面での議論がいただけるということで、ほっとしているところでございます。

皆様方には、昨年度は世田谷区の社会的養育推進計画ということで、策定に当たり御答申いただきまして、また、その他各部会におかれまして、専門的な知見から御議論、そして御審議いただきましたことに、本当に感謝いたしております。どうもありがとうございました。

区といたしましても、児相設置都市ということで、着実に施策を進め

てきているところでございます。

本日は、今年4月に策定しました世田谷区の社会的養育推進計画でもお示ししてございます里親支援体制の充実に向けて、専門的かつ広範的な見地からの議論、検討をいただくために、臨時部会の設置についてお諮りさせていただくとともに、各部会から昨年度の開催状況などを御報告いただくことを予定してございます。

また、児童相談所の開設から1年たちました。世田谷区では児相と子ども家庭支援センターの一元的な運用ということで行ってまいりましたが、そうした児童相談行政の推進状況や、運営の状況、子どもの権利擁護に関する取組みの実施状況について御報告する予定でございます。

委員の皆様には専門的な見地から、忌憚のない御意見を賜われたらと考えてございます。どうぞよろしく願いいたします。

山本課長

ありがとうございました。

それでは、議事に入る前に、お手元の資料について確認させていただきます。

まず本日の次第がでございます。そして席次表、委員名簿、行政側職員名簿、そのほか、右上に資料の番号を振ってございます。資料1から4がでございます。もし不足している資料がございましたら、係員からお渡しいたしますので、挙手をお願いいたします。よろしいですか。

それでは今後の議事について松原委員長、よろしく願いいたします。

松原委員長

皆様、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。それでは、進行を務めさせていただきます。今日は時間に限りはありますが、今、部長からもお話がありましたように、皆さんから忌憚のない活発な御意見を伺いたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。議事の(1)臨時の部会(フォスタリング業務委託のあり方検討部会)の設置について、まず事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは臨時部会(フォスタリング業務委託のあり方検討部会)の設置について御説明します。資料1をお開きください。

まず(1)の経緯・設置目的でございます。令和2年4月の世田谷区児童相談所開設と同時に、区はフォスタリング業務の一部を民間事業者へ委託し、民間事業者ならではの手法による新たな里親家庭の開拓、また里親の養育力向上に取り組んでいるところでございます。

フォスタリング業務についてですが、お配りしております資料1別紙(参考資料)を御覧ください。端的に御説明しますと、フォスタリング

業務は、「里親のリクルート及びアセスメント」それから「研修・トレーニング業務」、「子どもと里親家庭のマッチング」、「里親養育への支援」という一連の過程で構成されているものであり、ひいては子どもにとって質の高い里親養育の実現に向けた様々な支援をするというものでございます。

その下の2、現行のフォスタリング業務について、を御覧ください。先ほど御説明したフォスタリング業務について、世田谷区では、里親のリクルート及びアセスメント、研修・トレーニングを委託しております。子どもと里親家庭のマッチングについては現在、児童相談所が、里親養育への支援については東京都が実施している「チーム養育」体制を引き継いでおります。

チーム養育体制の概要については、本日は時間に限りがございますので、詳細な説明は省略しますが、別紙の裏面3に記載しておりますので、お時間がある際お目通しいただければと思います。

恐れ入ります、資料1のかがみ文にお戻りください。1の(1)の2段落目、また書きのところですが、ただいま申し上げたフォスタリング業務について今年4月に策定した世田谷区社会的養育推進計画において、令和3年度において改めて里親支援体制の充実に向けた検討を行うものとし、令和4年度を目途に、それまでの取組みの成果を踏まえたフォスタリング業務の業務委託をはじめとする支援体制の強化や見直し等を行うこととしております。

これらの見直し等の検討を実施するに当たっては、専門的かつ広範的な見地からその内容を検討する必要があり、そのためには児童福祉行政に精通した委員により構成される児童福祉審議会による議論が不可欠であることから、児童福祉審議会の下に臨時部会を設置させていただき、検討を進めてまいりたいという趣旨でございます。

(2)所掌事項でございます。本臨時部会の所掌事項については、世田谷区におけるフォスタリング業務委託のあり方について検討を行うこととしたいと考えております。

続いて2の検討体制でございます。臨時部会の構成ですが、(事務局案)として明治学院大学の名誉教授であり、児童福祉審議会の委員長でもあります松原康雄様、日本女子大学人間社会学部社会福祉学科教授であり、里親部会の部会長でもあります林浩康様、民生委員児童委員協議会主任児童委員の部会長であります明石眞弓様、子どもの虐待防止センター理事であります片倉昭子様、東京養育家庭の会の理事長であります能登和子様、以上5名の方に臨時部会の委員をお願いしたいと考えてい

るところでございます。

裏面にお進みください。(2)開催回数でございます。本臨時部会については7月から12月の間で年4回程度の実施を予定しております。

次に(3)その他でございます。今回のフォスタリング業務委託のあり方検討に当たっては、代替養育の経験者・里親などの当事者の方々にヒアリングを行うなど、幅広く意見を酌み取りながらフォスタリング業務の見直しについて検討作業を進めてまいりたいと考えております。

最後に(4)日程でございます。開催回数の際にも触れたところですが、4回を予定しております。まず第1回臨時部会については7月19日に開催を予定しております。第2回臨時部会については8月から9月に開催を予定しております。この第2回臨時部会の際に当事者の方々に対してヒアリングを行う予定でございます。そして10月に第3回、11月に第4回を開催し、来年1月の児童福祉審議会本委員会にて臨時部会での検討結果を御報告する予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。それでは、ただいま事務局から臨時部会の設置の御提案がありました。テーマはフォスタリング業務委託のあり方検討部会ということで設置することになります。御質問、御意見がありましたら承りますので、どうぞ挙手をもってお知らせいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

特に何も無いというのも不安になるのですが、よろしいのでしょうか。まあ、実際に検討が始まると、いろいろまた多様な御意見が出てくるかと思っております。

それでは、今日この時点では御質問、御意見ないと理解をさせていただきます。本委員会では来年の1月を想定しておりますが、また御報告に至るところまでで議論をし、また、報告をしたことについての御意見を伺いたいと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

里親のこういったフォスタリングを進めていくということは大きな命題になっておりますので、私は想定されるメンバーの1人になっておりますが、かなり責任を重く感じております。どうぞ皆様方のお支えをよろしく願いしたいと思います。

では、続いて議事の(2)に入ってよろしいでしょうか。それでは令和2年度における各部会の開催状況についての議事に進みたいと思っております。まず各部会長より御報告をいただいて、御意見、御質問については全体の報告を終わった後でまとめて伺うことにしたいと思います。よろしいでしょうか。

松原委員長  
部会長

それでは、まず里親部会、お願いいたします。

里親部会について御報告します。里親部会は、児童福祉法に基づき、区が里親を認定しようとする際に区から諮問を受けて審議し、その結果を答申する部会です。昨年度の部会の審議内容については、資料 2 - を御覧ください。

1 の開催回数です。部会は年 3 回開催することとしており、昨年度は 8 月 21 日、11 月 30 日、3 月 5 日に開催いたしました。

次に 2 の審議件数です。昨年度に諮問を受けた件数は合計 18 件です。その内訳は、養子縁組を目的とせず、子どもを一定期間養育する養育家庭が 7 件、養子縁組を目的として子どもを養育する養子縁組里親が 10 件、専門的なケアを必要とする子どもを一定期間養育する専門里親が 1 件でございます。

なお、世田谷区では、養子縁組里親を社会的資源としてより一層活用し、里親委託の促進を図るため、養子縁組里親と養育家庭の重複登録を可能としており、重複登録の際は、それぞれで 1 件として計上しております。

審議した 18 件全て、里親としての認定が適格であるとの審議結果となっております。

審議に当たっては、住所要件や経済的要件、研修受講状況などについて 1 つずつ確認するとともに、実際に登録しようとする家庭の訪問調査や面接を行った児童相談所の職員にも細かく状況を確認するなどしながら慎重に審議を行っております。

里親部会は、学識経験者、児童養護施設の施設長、医師など様々な委員がそれぞれの専門性に基づきその家庭の養育力向上や、子どもが委託されるに当たっての留意点などについても御意見いただき、このような審議結果となっております。

今後、区は里親制度のさらなる拡充を目指す方針ですが、子どもにとって最善の養育環境を提供できるよう、里親登録は厳格に行う必要があると考えており、今後も引き続き慎重な審議に努めてまいります。

最後に 3 の令和 3 年度第 1 回里親部会についてです。今年度の第 1 回目の里親部会は 7 月 12 日に開催を予定しており、審議は 8 家庭を予定しております。内訳としては、養育家庭 1 家庭、養子縁組里親 6 家庭、養育家庭と養子縁組里親の重複登録が 1 家庭となっております。

御報告は以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。

続いて、措置部会よりお願いいたします。

部会長

措置部会より令和2年度の実績報告をさせていただきます。お手元の資料2 - を御覧ください。

措置部会では、児童福祉法に基づき、子どももしくはその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しない場合などに、児童相談所から諮問を受け、審議し、その結果を答申しております。また、過去に部会より意見具申または助言を行った案件に対して、その後の援助経過の報告を児童相談所から受けることもございます。

令和2年度は、資料に記載のように、審議12件、報告8件を受けました。なお、審議案件については、いずれも児童相談所の援助方針が適当であると認め、留意事項を付して答申いたしました。

部会の開催回数について御報告いたします。この審議、報告案件がない場合に流会となることを除き、原則として毎月開催することとしております。昨年度は10回開催いたしました。

次に、被措置児童等虐待の状況報告をさせていただきます。被措置児童等虐待については、児童福祉法の規定に基づき、世田谷区から児童福祉審議会に被措置児童等虐待の対応について報告を受けた際、区長に対し意見を述べることでされており。昨年度は、区に1件、被措置児童等虐待通告がございました。こちらについて対象者未詳の通告でしたが、区の対応として、児童に対しヒアリングを行った結果、直ちに虐待の事実があるとは認められなかったため、調査を終了する旨の報告を受け、部会としても区の調査等が適切であると認めたものでございます。

資料の裏面には、被措置児童等虐待に関する参考の記載をさせていただいておりますので、御参照ください。

措置部会の御報告及び説明は以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。

それでは、保育部会よりお願いいたします。

部会長

それでは、保育部会の審議内容について説明させていただきます。資料2 - になります。

保育部会においては、児童福祉法に基づく保育所の認可等について諮問を受け、その適否について審議し、答申しております。審議の内容としては、保育施設の整備着手前に、その計画の認可基準への適合状況について確認する計画承認と、開園前に再度認可基準への適合状況を確認する認可に分かれております。審議においては、認可基準への適合状況を確認するだけでなく、公認会計士の委員から財務面への意見やアドバイスをいただくとともに、保育の質を確保する観点から、事業決定時の評価や附帯条件への対応状況などについても踏み込んで意見聴取を行

っているところでございます。附帯条件については、審査段階から認可基準の適合状況が適当であっても、保育の質の観点からさらに改善する必要がある課題もあるため、認可の段階において、引き続き対応が必要な課題については、運営に引継ぎ後も、改善に向け取り組んでいただくよう、保育部会としても連携してまいります。

令和2年度の審議結果ですが、合計5回開催して、この資料にございますように計画承認11件と認可13件について審議いたしました。そして適当との審議結果としております。

今後、保育の質ガイドラインにも掲げる、子どもを中心とした保育が実現できるよう、保育部会としても審議を慎重に行ってまいります。

以上です。

松原委員長

ありがとうございました。

それでは3つの部会報告が終わりまして、もう一つ児童虐待死亡事例等検証部会がございますが、部会長がご欠席ですので、事務局から御報告をお願いします。

事務局

それでは、報告をさせていただきます。資料2 - 、児童虐待死亡事例等検証部会開催状況を御覧ください。

本部会ですが、児童虐待の防止等に関する法律に基づいて、児童虐待を受けた子どもが、その心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析及び児童虐待防止等のために必要な検証を行うための部会でございます。したがって、本部会は、このような事例が発生した場合には検証を実施していくこととなりますが、令和2年度は2回部会を開催いたしました。対象事例が発生していないため、検証は実施しておりません。そのため、開催した2回は、部会運営に当たっての協議を実施いたしました。

資料の1、部会開催内容（協議内容）を御覧ください。この2回の部会開催で協議し、決定した主な事項について報告いたします。

初めに(1)検証実施体制についてですが、検証は前年度1年間で発生した児童虐待による死亡事例・生命の危機がある重篤事例を翌年度初回の部会において検証実施の要否を判断することといたしました。ただし、早急に検証する必要がある事例については、即時に検証することとしております。どのような事例を即時検証するかなどは、後ほど御報告いたします。

よって、今年度、令和3年度については、令和2年度中に発生した事例を、今年度初回の部会において検証実施の要否を判断することとなります。なお、今年度初回の部会はまだ開催しておりません。

(2)検証実施基準についてですが、裏面の表を御覧ください。検証実施

に当たっては、虐待の重症度と虐待可能性と、2つの尺度から、即時検証か、年度初回の部会で対象を選定するか基準を定めました。

初めに、虐待による死亡事例で、かつ虐待可能性が高い事例については、即時検証を基本といたします。

虐待可能性が高いとまでは言えない事例や、生命の危機がある重篤事例については、翌年の初回の部会において検証対象を選定することといたします。この場合の検証対象の選定に係る留意点として、まず3に記載しておりますが、事例を振り返ることによって、今後の区における再発防止策等を講じる余地がある事例、学びにつながる事例を検証対象といたします。

また、虐待可能性が高いとまでは言えない事例については、4に記載しておりますが、警察の捜査状況や裁判所における公判状況、子どもの状況等を総合的に考慮し、検証の実施の要否または検証時期を判断することといたします。

このような体制で部会として検証を進めていくことを、各委員及び事務局と確認いたしました。今後この方針に基づいて部会を運営してまいります。

御報告は以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。

それでは4つの部会、どの部会でも結構です。部会の方からの補足、あるいは部会に所属している、いないにかかわらず、御質問、御意見等がありましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

里親部会のことについてお聞きしたいのですが、専門里親さんが1件と御報告をいただきました。プライバシーなどに問題がなければ、どんな専門性かというあたりを説明していただけたらと思います。

障害があるお子さんを育ててくださっているということなどもよく聞くのですが、そのあたりでも結構ですので。

事務局

事務局より御説明させていただきます。里父さんが医療関係者、里母さんが看護職の方です。それで、専門里親として登録されておりまして、先生おっしゃるとおり、障害のあるお子様を受託していただいております。

委員

ありがとうございました。今後もこういう専門性の求められる里親さんというのは、かなりニーズがあると思います。

事務局

里親全般として、やはり家庭養育原則という中で進めていかなければいけないというところでは、こういった専門里親をどのように増やしていくかということも大きな課題だと認識しております。ただ、やはりな

かなか一足飛びにそういった方が見つかって、うまく委託に結びつくということも、なかなか難しいことも事実でございますが、今現に養育里親に登録されているような方のスキルアップというようなところで専門里親の方も増やしていきたいとは思っているところです。

委員

ありがとうございました。私は障害福祉が専門なので、障害があるお子さんを2人里親として見てくださっているという方が身近にいます。一般の里親さんにもよい影響を与えていらっしゃると思うことが多々ありますので、どうぞよろしく願いいたします。

松原委員長

他にいかがでしょうか。よろしいですかね。

それぞれの専門部会は今年度も続きます。死亡事例等検証については、実質議論が始まらないにこしたことはないわけで、発生の予防と同時に、重大案件にならないようなきちとした対応を世田谷で考えていきたいと思えます。

それでは、ありがとうございました。続いて議事の(3)に入ってよろしいでしょうか。

それでは、令和2年度世田谷区児童相談所の運営状況の報告(事業概要)について事務局より御説明をお願いいたします。

事務局

資料3を御覧いただけますでしょうか。令和2年度世田谷区児童相談所の運営状況の報告について、でございます。

主旨でございます。令和2年4月に児童相談所を開設し、昨年度第2回の本審議会で上半期の児童相談所の運営状況について、書面ではございましたが、御報告しました。今般、令和2年度の運営状況を取りまとめましたので、本日御報告するものでございます。

なお、本日の報告ですが、次のホチキス留めの資料を御覧いただきますと、(速報版)と記載しております。今後、数字を確定して、さらにこちらの資料に統計資料をもう少し追加できるものがございますので、それを追加した上で、8月を目途に、改めて確定版として公表を予定しております。本日より数字はそれほど大きくは変わらないと思えますが、若干変わることがあるということを御承知おきいただければと思えます。

かがみ文2に参ります。児童相談所の運営状況等でございます。詳細については、かがみ文の囲みの中に抜粋で報告事項を書いておりますが、ホチキス留めの資料を御覧いただきながら御説明します。

恐れ入ります、ホチキス留めの報告書をお開きください。最初は目次になってございまして、その後1ページから6ページまでで児童相談所の概況や、児童相談所等の沿革、児童相談所関連や児童相談所内の組織、

令和2年度末の職員配置状況を記載してございます。

また、7ページからは、児童相談所で取り扱う相談や援助の内容、児童虐待についての相談の流れを記載しております。

このあたりは後ほど御覧いただきまして、少し飛びまして11ページ、運営状況のあらましでございまして、11ページに相談受理の状況が記載してございます。

令和2年度の児童相談所における相談受理件数は2132件でした。経路別に御覧いただきますと、警察等からの相談が最も多く603件、次いで近隣・知人543件、家族・親戚453件と続いております。このあたりについては47ページ以降にも詳細な統計資料をおつけしておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

次に14ページでございまして、14ページ以降は児童虐待相談の内訳等を記載しております。先ほど御覧いただいたとおり、相談受理件数は2132件でしたが、そのうち児童虐待相談として受理した件数は1652件でございました。

15ページを御覧ください。受理した児童虐待相談の種類別の受理状況を記載しております。(2)の表にあるとおり、心理的虐待が7割を占めております。これは全国も同じ傾向と統計資料が出ていると思います。

なお、この児童虐待相談の受理件数の詳細についても、50ページ以降に統計資料をおつけしておりますので、後ほど併せて御覧いただければと思います。

次に、16ページを御覧ください。児童虐待相談の対応状況等について記載しております。(1)の表にございまして、児童相談所の児童虐待相談の対応件数は1525件、同じく子ども家庭支援センターにおける虐待相談対応件数は1528件となっております、合わせて3053件となっております。

ここで言う対応件数とは、受理された通告に基づいて、相談履歴や家庭状況の調査、児童の心理診断などを行いまして、その後の援助方針を決定した対応中のケースの件数を示すものでございまして。

国の全国統計では、この件数が集約されて比較・検証などで用いられておりますので、こちらを詳しく報告をさせていただいております。

もう1点補足しますと、令和元年度の東京都の世田谷児童相談所の児童虐待相談の対応件数は、この表の隣にあります、1439件です。この数は狛江市を含んでございまして、また、令和元年度の子ども家庭支援センターの対応件数と合わせますと2704件でしたので、これにより300件増加しているのと見てとれますが、こちらが純増したというよりは、虐待

通告窓口を一本化して、この数字は、子家と児相とそれぞれで重複して掲載してしまっているものも一部含まれておりますので、それほど大きな増加があったとは見ておりません。増加の率を考えると、ほぼほぼ例年並みの、コロナの件で増えているのではないかと、全国で2割増えているという話がありますが、世田谷区においては、コロナだからといって殊さら爆発的に増えたとは現場としては捉えていない状況にあります。

ただ、中身について、相談の内容は、やはりコロナで在宅ワークをしていて、隣近所の泣き声が気になったとか、そういうコロナ禍ならではのこのような通告も、中身にはございますが、数的にはそれほど大きく、飛躍的に増えたとは捉えてはおりません。

続いて、18ページから21ページでございます。児童福祉司、児童心理司の活動状況及び区が委託しております医師や弁護士の活動状況について記載をしておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

少し飛ばしますが、23ページです。区の一時保護の状況でございます。区の児童の一時保護の件数は145人となっております。145人のうち116人は、区の一時保護所で保護を行っておりまして、その他29人は、区外の乳児院や里親などで保護を行ったことを記載しております。

一時保護の理由については、虐待が一番多く、145人中92人となっております。

次に25ページを御覧ください。社会的養護の下で育つ児童数でございます。養育家庭や施設等で生活する区の児童は合計で108人となっております。表に内訳がございますが、区内の里親・施設等で生活する児童は20人、区外の里親・施設等で生活する児童が88人となっております。

続いて25ページの(8)には、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的運用の実績について記載しております。区が児童相談所を設置したことを契機に、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を実施し、虐待の通告窓口の一本化や共通のアセスメントシートを活用することにより、リスクアセスメントを共有すること、また、合同で定期的な会議や研修を実施し、連携の強化を図ってまいりました。

次に、26ページの真ん中の表に記載してありますとおり、児童虐待の受理件数のうち、児童相談所と子ども家庭支援センター、それぞれの区分けの件数は記載のとおりです。一時保護が必要な状況が予想される場合や、頻回な通告などが行われているようなケースは児童相談所が担当して、主に泣き声とか子育て支援を中心に行うようなケースは、子ども家庭支援センターに頼むというような形でそれぞれの専門性を生かし

た効果的な支援を実施しております。

次に、29ページを御覧ください。先ほども話が出ましたが、里親等の状況でございます。今年度より東京育成園に委託して実施しているフォスタリング業務の実績は記載のとおりでございます。8月31日に専用のホームページを開設したことにより、インターネットによる問合せが増加してきております。

続いて、31ページです。養育家庭の登録数及び委託児童数を記載しております。区内の養育家庭の登録数は49家庭、委託児童数が17人でございます。委託児童数のうち、区の児童は7人となっております。

なお、令和2年4月1日時点の区内の養育家庭の登録数は44家庭でしたので、1年間で5家庭増えたというような実績になっております。

あわせて33ページを御覧ください。里親等委託率の現状です。令和3年3月31日現在23人の児童が里親家庭・ファミリーホームに委託をされており、区における里親等委託率は21.3%でございます。

次に、35ページを御覧ください。養子縁組里親の登録と特別養子縁組の現状でございます。令和3年3月31日現在、区の児童相談所に養子縁組里親として登録された御家庭は44家庭となっております。また、令和2年度に区児童相談所が仲介した特別養子縁組の成立件数は8件となっております。

次の36ページには、区内にある児童養護施設の状況等、また38ページから39ページには児童養護施設等退所者支援の概要について記載をしております。

40ページから42ページは、子どもの権利擁護の取組みについて記載しておりますが、これについては次の案件で詳しく御報告しますので、説明は割愛させていただきます。

43ページから46ページまでは、児童相談所での人材育成の体制や研修内容について記載しております。専門性の向上のために、所内、所外の様々な研修等に参加して、職員の育成を図っております。

恐れ入りますが、かがみ文にお戻りください。3、今後のスケジュールでございます。先ほど申し上げたとおり、8月下旬を目途に、ホームページで確定版について公表する予定でございます。

説明は以上です。

松原委員長

ありがとうございました。大変ボリュームのあるものを的確に要約して御報告いただきました。御質問があれば受けたいと思います。いかがでしょうか。

委員

どうも御報告ありがとうございました。

14ページ、15ページに関して質問させてください。14ページには通告の経路が書いてあるわけですが、一番多いのは近隣・知人でありまして、その次は警察となっているわけですが、厚生労働省の統計では、やはり一番が警察で、ちょっと少なくなって近隣・知人なのですね。なので、これは何か世田谷にそういう特徴があるのかどうか、近隣・知人から気づきを促すような、何かそういう取組みがあるのかどうか、そういうことがあれば教えていただきたいのが1つ。

それから15ページには、いわゆる虐待の種類別と件数が書いてあるわけですが、これは全国的な統計とも一緒に、心理的虐待が一番多いということですが、この14ページの表と15ページの表のクロス集計と申しますか、どこからの通報は、どの虐待が目立つとか、何かそのような特徴を把握しておられましたら教えていただければと思います。

以上でございます。

松原委員長  
事務局

2点御質問がございました、いかがでしょうか。

1点目について、まさに今、分析中でして、東京都の実績を見ても、先生おっしゃるとおり、やはり警察が1位なのですね。近隣・知人が若干多いというところが世田谷区の特徴かなということはちょっと思っているのですが、今まだそこは分析中なので、何とも言えないというところはございます。

ただ、区としては先ほど申し上げた、子ども家庭支援センターとの一元的運用ということで、地域の皆様と子ども家庭支援センターがまずつながって、要対協の枠組みもそうですが、それは長年力を入れてやってきたところですので、通告を一本化して、児相が受けつつも、子ども家庭支援センター単独で受けているものもございまして、こちらの実績は児相だけなのですが、そういうこれまでの取組みが、成果につながっているのかなと思っております。まだ詳細は分析中です。

今年度の状況を見ても、やはり近隣からの通告は結構多い状況もありまして、引き続き、経年変化を見られるのが来年度以降になりますので、そのあたりはまた分析していきたいと思っております。

2点目についてですが、後ろの50ページに虐待の種類別、経路別状況というものを記載しております。ここの分析は、あまり出来ていないのですが、ただ、心理的虐待については、かなり警察から面前DVということで書類通告いただくことが多くなっておりまして、心理的虐待については、特に警察からの通告が多いかなと、現場での感触を見ても思っているところでございます。

以上です。

委員 どうもありがとうございます。16ページにも警察からの面前DVという案件があるということで、これは児相ではなくて、子ども家庭支援センターが対応するというようなことを書いてありますので、警察が介入した場合には、虐待種としては面前DVという形で、いわゆる心理的虐待に分類されるという解釈でよいのかなと思うのですが、そもそも警察が介入するきっかけがあったはずで、そっちのほうは大丈夫なのかなと。何もなくて、警察が行って、面前DVがあったから心理的虐待となっているのですが、そのもともと警察が行くような案件があったわけで、何かそちらのほうでの分類もあるのではないかなと思って、そこが私はちょっと疑問に思った次第です。

事務局 警察の介入なのですが、現場のケースの感触で申し上げますと、大体御夫婦でもめごとになって、どちらかが警察を呼ぶというパターンで警察が介入するというケースが多数です。なので、近所にけんかが響き渡って、それで通告というパターンもなくはないですが、大体ささいなことからすごい口論になって、どちらかがちょっと怖くなって、ですとか、あとは「もう警察を呼ぶぞ」といった感じで警察のほうに連絡をして、そして警察官が介入して、そこにお子様がいるということで、私どものほうに指導依頼が来るといえることが多いかなと感じます。

以上です。

委員 ありがとうございます。

松原委員長 ほかはいかがでしょうか。

委員 御説明ありがとうございました。ちょっと細かい質問で恐縮ですが、16ページの虐待対応件数が、児童相談所は1500件で、子ども家庭支援センターは1500件となっているわけですが、26ページの受理の件数で行くと、56%が児相で、44%は子ども家庭支援センターに振り分けられているということで、児相は900件、子ども家庭支援センターは700件なんですよね。だから、虐待対応件数はそれぞれ1500件ということは、双方が対応しているケースがあってダブルカウントされているということになるのですか。900が1500になるということは、子家センで振り分けたけれども、結局、児相も関与して対応したということなののでしょうか。

事務局 先ほど申し上げたとおり、こちらは重複で、どちらも計上しているというものもありまして、児童相談所で受理をして、1度子ども家庭支援センターのほうに対応をお願いしたけれども、また通告があって、何度も繰り返しているのです。児相が介入するというようなパターンもあります。

あと、児相が受理して、子ども家庭支援センターに送ったところ、ま

た別のルートから子ども家庭支援センターに同じケースが入った場合に、子ども家庭支援センターが、いわゆる児相が対応件数として把握している受理件数と分けていなくて、受理したものをそのまま対応件数と計上している部分もございますので、そういった形での数のずれがあります。

26ページは、児相で受理をして、子ども家庭支援センターに区分けした数ですので、対応件数という、令和2年度に把握をしたものも一部入ってきておりますので、そういったずれかなと思います。

委員

児相に入ったのではなくて、子ども家庭支援センターに直接入ったもので、対応したものが子ども家庭支援センターに計上されているということだと思うのですが、児相も子家センも、双方が一緒に対応して、それぞれお任せではなくて、一緒に対応して、それが計上されているのだとしたら、それぞれ件数は増えるわけですが、それはよいことだなど。重なり合っ一緒に対応するという、お任せではなくて、子ども家庭支援センターと児相とが一緒に動くということで、件数が増えるのであれば、それはよいことではないかなと思いましたが、ちょっと伺いました。ありがとうございました。

松原委員長

25ページでも、一貫した一元的な運用ができていたということが報告されていまして、このあたりが、世田谷が児童相談所をつくられた大きなメリットになっているのかなと思います。数字の重複もそんなところから出てきているのではないかと思います。

ほかはいかがでしょうか。

委員

一時保護所のことについて御質問させてください。23ページの辺りですが、これは一時保護所で保護されている児童の数が示されていますが、定員の中に収まっているのかどうかを教えてくださいということが1つです。

あともう一つは、年間のこの人数を拝見すると145人保護されて、131人解除されたということで、ちゃんと入って、次の行き先が決まって、出ていってということがほぼほぼ見てとれるのですが、平均の在所日数を、もし統計を取っておられれば、教えてくださいと思います。

事務局

一時保護所ですが、10月ぐらいに1日だけ、100%を超えた日がありましたが、ほぼほぼ定員の中で、収まっています。増えてきたときには、学校に行きたい子などもいましたので、里親さんに委託をお願いするとか、東京都と広域の協定を結んでおりますので、東京都の一時保護所に、いつかお願いをするといった形で定員をなるべく超過しないで、子どものいる環境を整えるように、工夫をしながら保護をしたという現状が

ございます。

一時保護の平均の保護日数については、令和3年度3月末時点で44.1日となっております。

以上です。

松原委員長  
委員

ほかはいかがでしょう。

御説明どうもありがとうございます。ちょっと確認したいのですが、16ページで児童虐待相談の対応状況等とありまして、ここで児童虐待相談という言葉が使われているのですが、ほかで児童虐待の通告件数という言葉と併用されているのですね。相談があったときに、これは通告なのだとか、これは相談なのだとか、いつとき問題になりましたが、そのあたりの区別はされているのでしょうか、それとも相談でかかってきた電話は全部児童虐待通告としてカウントしているということですか。

事務局

通告ダイヤルに入ってきたものについては、基本的には緊急受理会議で判断をしております。中には虐待ではない相談もありますが、虐待の対応をするか、普通種別にするか、養護相談にするかも、通告に入ったものについては緊急受理会議で判断をさせていただいております。

通常の代表電話への相談についても、同じように、相談で来たものであっても、内容的に虐待の内容を含んでいれば、緊急受理会議にかけて判断をするという形を取っております。

委員

そうすると、受理会議の判断の結果が、ここで言う通告件数という形でカウントされているということでしょうか。

事務局

そうですね、虐待については必ず緊急受理会議にかけるという形を取っております。

委員

はい、分かりました、ありがとうございます。

松原委員長

ほかはいかがでしょうか。

委員

すみません、今度は里親についてですが、31ページで、養育家庭の登録が49で、養子縁組は別のところに書いてあったかなと思うのですが、このうちの未委託はどのくらいあるのかなと。委託がどのくらいで、未委託はどのくらいなのかを、養育家庭と養子縁組とそれぞれ分かってありがたいなと思うのです。

そして、その未委託家庭への取組みということでは、今、区としてはどのようになさっているのかを1つ伺いたいです。

もう一つは、去年は、いろいろな児相に聞くと、認定前の施設実習がコロナの関係でできなかったのも、登録が少なかったということはあちこちで聞くのですが、実際には相談が電話で57件、インターネットで30件とかあったりして、認定前研修に進んでいる家庭は23ぐらいあるみた

いですが、去年の世田谷としての登録は、コロナの影響があって、例年より少なくなったのですか。そのあたりがどうだったかを伺いたいです。よろしくをお願いします。

事務局

養育家庭の登録数が49家庭で、そのうち未委託家庭が30家庭ですね。それと縁組が、登録が44家庭で、38家庭が未委託でございます。

今後、未委託家庭の受託、委託を増やしていく取組みは、これも課題だとは思っております。いろいろと丁寧にアセスメントをして、可能な方のところに短期の一時保護ですとか、そういうようなところから少しずつステップアップしていくような形で丁寧にやっていきたいと思っています。

また、新しい取組みとしては、今年度からショートステイの協力家庭に、里親さんになっていただくような取組みも始めたところです。

あとは、地道にスキルアップをしていっていただくような形で養育力の向上を図っていただくような取組みも重要かと思っております。

事務局

令和2年度と、それ以前の登録者数の比較ということですが、東京都児相時代の世田谷区児相管内で何名の登録があったかは、現時点で把握しておりませんので、比較ができない状況でございます。

それから、新規の認定前研修の施設実習のことですが、フォスタリング機関の東京育成園に研修を委託しておりまして、区内の児童養護施設である東京育成園と福音寮さんに御協力いただいております。認定前研修の座学を終えた方は、ほとんど年度内に実習も終えて、一部、実習が年度内に終わらなかった方も4月に終わっている状況でございます。

以上です。

委員

ありがとうございました。

松原委員長

ほかはよろしいでしょうか。

委員

御報告ありがとうございます。区児相が開設されてから1年間経過した中で、もう既に子ども家庭支援センターとの一元的運用とか児童福祉司さんの持っている件数が減少しているとか、恐らく一時保護所の平均的な在所日数も低減しているであろうというような御報告をいただいておりますが、現場の中で、やはり都ではなく区児相を設置したことによる効用を、子どもの立場からという点で、もう少し御紹介いただきたいことと、今後の課題ということでお考えのところがあれば御説明ください。

事務局

子どもの立場からというお話で、子ども家庭支援センターとの一元的運用のところであるとか、区の児童相談所、一時保護所というところで、やはり迅速な動きができるかなというようなことは日々のところで実

感じております。子ども家庭支援センターがこれまで、地域の資源を使いながら何とかやっていたケースで、機を逃さずに、児相と一緒にすぐに動いて、そして一時保護につながったというケースも、昨年度、多々あったなと感じております。

親子関係で揉め事をいつも繰り返すケースについて、保護に至ってやっと、子どもの発達面の評価とか親子関係の評価ということにつながっております。そのあたりは、最終的に子どもが家庭に復帰して、いろいろ親子でまた揉めたりしながら暮らしていくわけですが、そういうところの見直しのきっかけになったかなと思いますので、そのように迅速に動けたというところが、やはり区になって、職員同士も近いという関係で、できているところではなかろうかと思っております。

今後の課題については、全国でもいろいろ言われているところではありますが、まだ開設して2年目で、児相と子ども家庭支援センターで区分けをしてやっています。措置部会の先生方にもいつもお世話になっておりますが、とても難しいケースを児相が対応していきます。

とはいえ、職員も2年目になりますので、都時代の、都がやっていたときの派遣研修等の期間を含めましても、それほど長い期間、児童相談所での仕事をしている職員はそう多くありませんので、そのあたりの人材育成は、引き続きの課題であると思っております。

以上です。

松原委員長

さて、少し時間が気になってまいりましたので、もう一、二名で締め切りたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

遅れて参加して申し訳ございません、よろしくお願いいたします。

里親の委託率21.3%ということで、すごく頑張っていらっしゃるなと思って拝見していたのですが、25ページ、里親委託を頑張っている一方で、乳児院に8名のお子さんが委託されているというところで、この8名のお子さんの平均在院期間とか、あと里親委託に結びついていない理由で主なものは、何か傾向とか、お分かりでしたら教えていただきたいと思っております、よろしくお願いいたします。

事務局

すみません、乳児院の8名の平均在院期間は出してございませんで、今日は数字がありません。ただ、昨年度、ケースをちょっと思い浮かべると、そんなに長く乳児院に措置され続けるといったケースはあまりなかったかなと思います。

そして、里親さんになかなか委託が進まないというところで、里親さん自体が乳児をそう得意とされていない場合もありますが、親御さんのほうが、乳児院はよいけれども、里親さんだと、やはりちょっと取られ

てしまうという感覚があるのでしょうか、そのあたりで里親さんへは預けたくないとおっしゃることもあります。その辺の説明の仕方とか、子どもにとってというところで、もうちょっと丁寧に、御納得をいただけるように工夫をしていく必要があるかなと思っております。

以上です。

松原委員長

それでは、よろしければ議事を進めたいと思います。議事の(4)になります。児童相談所開設に伴う子どもの権利擁護に関する取組みの実施状況について、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局

それでは資料4、児童相談所開設に伴う子どもの権利擁護に関する取組みの実施状況について御説明をさせていただきます。

まず1の主旨でございます。児童相談所開設から1年が経過して、児童相談所が一時保護所へ保護した子どもや、児童養護施設、里親などに措置した子どもの権利擁護に関する取組みの実施状況について報告するものでございます。

2の一時保護、措置された子どもの権利擁護にかかる取組み内容、(1)一時保護所における取組みでございます。まず の一時保護所第三者委員の設置でございます。弁護士等による一時保護所第三者委員を設置し、定期的に一時保護所へ訪問し、子どもたちの様子を確認するとともに、必要に応じて面談し、意見や要望を聞き取るというようなものでございます。聞き取った内容は児童相談所等へ伝達し、その後の対応経過と結果について確認を行っております。

令和2年度の活動実績については10回、基本的には月1回行っておりますが、令和2年度は10回、一時保護所への訪問活動を実施いたしました。この中で延べ14人の子どもから38件の意見や要望を受けております。受けた意見や要望の分類別件数は記載のとおりでございます。

続いて のその他の取組みでございます。入所者の子どもなどからの苦情や要望の適切な解決を図るための対応責任者を設けるなどの体制を構築するとともに、入所した際に、一時保護所のしおりを使って一人ひとりの子どもに権利が保障されることを一時保護所職員から説明をしております。また、自身の意見を一時保護所第三者委員や人権擁護機関へ相談することができる意見箱の設置、その他、入所している子どもたちによる会議や子どもの意見を職員が聴く会を毎月実施するなど、一時保護所内における子どもの権利の保障に努めております。

次に2ページ、(2)一時保護所の外部評価の実施でございます。昨年度、外部評価機関による初回の一時保護所外部評価を実施いたしました。これは3年に1回の実施を想定しているものでございます。資料4

(別紙1)の外部評価報告書<概要版>を御覧ください。

まず(1)外部評価の目的として、第三者の目で一時保護所の評価を行い、その結果を公表することを通じて事業の透明性及び一時保護所の中の子どもの権利擁護と、一時保護所運営の質の向上を図ることを目的としております。

(2)実施期間については記載のとおりです。

(3)外部評価の仕組みとして、1ページ下段から2ページにかけて記載がございますが、本外部評価は、都や国が示しているガイドライン等を踏まえ、評価項目、判断基準を検討、作成いたしました。

また、都の認証機構の認証を受けている評価機関において実施したものであります。

続いて3ページへお移りください。(4)評価項目の評価として、全142評価項目について評価を行い、できていないという指摘がありましたのは1項目となっております。

(5)全体の講評でございます。【特に良いと思う点】として、準備段階から職員が基本的な理念を共有し、可能な限り子どもの意向に沿った支援を実現、定着することに努めている点や、子どもの意見表明権の保障を実現するために、先ほど御説明したような複数の手段を設定している点、日々の支援の中で子どもの気持ちに寄り添った支援が行われている点などが掲げられております。

一方【さらなる改善が望まれる点】として、開設後間もなく、経験の浅い職員も多いことから、支援スキルなどの向上を図っていく工夫が求められる点、そして半数近くを占める非常勤職員に対する情報共有や運営への参加を促す取組みが期待される点、また、集団の中における発達障害児などへの個別支援対応のあり方の検討について期待する点などが挙げられております。

続いて4ページへお移りください。(6)保護児童へのアンケート調査結果ですが、一時保護所での生活に対する満足度について、調査を行った子ども19名のうち約8割は「よい」または「ややよい」と回答しており、「ややよくない」が1名、「よくない」と答えたお子さんはおりませんでした。

評価結果については以上ですが、この評価結果を踏まえ、引き続き改善に取り組み、一時保護所の子どもの権利擁護と運営の質の向上をさらに図っていきたいと考えております。

恐れ入ります、かがみ文の2ページにお戻りください。(3)措置された子どもにかかる取組みでございます。 の児童福祉審議会措置部会並び

に の被措置児童虐待対応については、先ほど部会長より令和2年度の措置部会の活動実績について御報告いただきましたので、説明を割愛させていただきます。

続いて(4)せたホッとを活用した権利擁護です。一時保護や施設などへ措置された子どもにおいて、児童相談所が行った措置に対する不服・不満がある場合や、施設入所者同士の人権侵害、入所施設等の処遇不満、改善要望などがあった場合は、児童相談所や当該施設等において対応することを基本とするほか、せたがやホッと子どもサポート、通称「せたホッと」へ相談などができるよう、一時保護所のしおりや子どもの権利ノートを用いて、せたホッと の制度や連絡方法を周知しております。

それでは、最後4ページ目です。3の今後検討する取組みでございます。(1)被措置児童の意見表明支援のための第三者委員制度の構築でございます。令和元年の児童福祉法改正において、児童の意見表明権を保障する仕組みを検討し、その結果について必要な措置を講ずるとされ、令和2年6月には国よりアドボカシーに関するガイドライン(案)が示されております。

これを踏まえて里親や児童養護施設等に措置されている子どもや、自立に向けて準備している子どもなどに対する子ども意見表明支援員の設置も含めた第三者による意見表明支援のための仕組みづくりに向けて、令和3年度中に外部有識者も含めた検討体制を構築し、具体的な検討に着手してまいります。

(2)児童相談所の第三者評価です。令和元年の児童福祉法改正において、都道府県知事は、児童相談所が行う業務の質の評価を行うこと等により、当該業務の質の向上に努めなければならないとされ、令和3年3月に児童相談所における第三者ガイドライン(案)が示されております。

ガイドライン(案)では、第三者評価について、子どもの権利擁護機関としての児童相談所が機能しているかを確認するために行うもの、機能しているところや改善すべきところを確認し、児童相談所の質の確保・向上を図ることを目的として行うものとしており、今後このガイドライン(案)の内容や法改正の動向等も踏まえながら、世田谷区としての児童相談所の第三者評価のあり方について検討を進めてまいります。

私からの説明は以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。

皆様から御意見、御質問を伺いたいと思います。

委員

御説明ありがとうございました。一時保護所での子どもの権利擁護の様々な取組みをされているとあっておりまして、大変進んでいるなど感

じているのですが、子どもたちの会議が開催されている中で、例えば具体的にこんな意見が出て、こんな改善があったとか、こんな意見があったので何か見直しがされたとかというような例があったら、もしあればですが、ちょっとお聞かせいただきたいなと思いました。

それから、子どもたちの意見を聴く会で、例えばどのような要望が出てくるのかを、参考に伺いたいと思いました。

あと、子どもたちによる会議の運営についてですが、職員が取り囲むような感じだと、子どもたちもあまり本音で話せないと思うので、例えば司会は誰がされるのかとか、具体的にどのようにされているのかをお話しただけならなと思ひまして、伺いたいと思ひます。よろしくお願ひします。

事務局

今日、一時保護課長が不在でありまして、誰が子ども会議の司会をしているかなどははっきり分からないのですが、本当に自由に意見を言い合っているとは聞いております。

例えば、おもちゃというか、ものの使い方、卓球台があったりするのですが、女子と男子で一緒に遊ぶときもあるので、そういったものの使い方についての話などが出ているようです。あと、子どもの意見を聴く会などでは、大きい子が「朝はコーヒーを飲みたい」というような要望が出て、女の子も後で「では、私たちは紅茶」みたいな意見ですとか、「もっと本が読みたい」とか、そうした日常生活の様々な要望というか希望が多く出されていると報告を受けております。子ども会議の詳細が分からず、申し訳ありません、確認しておきます。

松原委員長  
委員

何ページかに報告が出ていますか。

外部評価報告書の16ページ、 - 1 - 3の講評のところに、今、川松委員から御質問のあった点は、「児童が主体的に運営する子ども会議は、児童の生活に係るルールは基本的に児童たちで話し合っで決めることを目的として、毎週開催されている。CD、DVD、本、プラモデル等がほしい、コーヒーの濃さを自分で調節したいなどの要望や、入浴の順番についてのルールづくり等の意見が出され、一時保護所はできる限り要望等に沿っで対応している。」という記載がございます。

松原委員長

ありがとうございました。

ほかにかがでしよう。

まあ、子どもの本音が出てくるのには、いろいろな仕掛けと工夫が必要だと思ひますが、それでも、そういう評価が出てきたということは大きいかと思ひます。よろしいですか。

引き続きこういっで権利擁護については進めていっでいただけるよ

うお願いをしたいと思います。

それでは、予定をしまして20時に近づいてまいりましたので、議事4つについてはこれで終わりにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、議事は全て終了しましたので、進行を事務局にお戻ししたいと思います。

事務局

松原委員長、ありがとうございました。

本日は貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。最後に事務局より1点事務連絡をさせていただきます。

本会議の議事録についてです。整い次第、皆様にメールでお送りさせていただきますので、お送りします議事録について、御自身の御発言部分を確認いただきまして、修正がございましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。その後、区のホームページで本日の資料とともに議事録を公開いたします。

それでは、以上をもちまして令和3年度第1回世田谷区児童福祉審議会本委員会を閉会いたします。本日はありがとうございました。